

令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業 (SHIFT 事業))

省 CO2 型システムへの改修支援事業

公募要領

令和 8 年 6 月



目次

1. 補助事業の概要	7
1.1 SHIFT 事業の目的	7
1.2 省 CO2 型システムへの改修支援の補助対象	7
1.3 CO2 排出削減対策について	8
1.4 CO2 削減計画	9
1.5 省 CO2 型システムへの改修支援の流れ	10
2. 申請者の要件	12
2.1 申請者の要件	12
2.2 申請者の条件と申請形態（単独申請、共同申請、連名申請）	13
3. 参加単位と参加形態	16
3.1 参加単位	16
3.2 参加形態	16
4. 省 CO2 型システムへの改修支援の要件	19
4.1 改修支援の要件	19
4.2 年間 CO2 排出削減量の達成	21
4.3 主要なシステム系統	21
5. 補助対象	23
5.1 補助対象となるシステム・設備機器	23
5.2 単純な高効率化改修	24
5.3 補助対象とならないシステム・設備機器	25
6. 補助対象経費と補助対象外経費	26
6.1 補助対象経費	26
6.2 補助対象外経費	26
6.3 自社調達を行う場合の利益排除	27
6.4 ESCO 事業者の利益排除	27
6.5 他補助金、減税制度の併用	27
7. 補助金の交付額（上限額及び補助率）	28
7.1 補助金の上限額	28
7.2 補助金の補助率	28
8. 省 CO2 型システムへの改修支援の選定及び交付決定	29
8.1 補助事業の選定	29
8.2 補助金の交付決定	31
9. 省 CO2 型システムへの改修支援スケジュール	32
9.1 改修支援年度の実施期間	32
9.2 改修支援年度のスケジュール	32
10. 複数年度事業	35
11. 申請の方法	36
11.1 提出書類	36
11.2 提出日限	40
11.3 提出形態	40
11.4 Q&A	40
11.5 問い合わせ先	40
12. その他	41
12.1 取得財産の管理	41
12.2 固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)	41
12.3 書類の保存	41
12.4 会計検査院による実地検査	41

12.5 申請書に記載されている情報	41
12.6 CO2 削減効果の事例紹介	42
12.7 暴力団排除に関する誓約について	42
12.8 個人情報のお取り扱い	42
13. 引用規程、法律等	43

図表目次

【図】

図 1-1 令和 8 年度 SHIFT 改修支援における CO2 削減の考え方	9
図 1-2 省 CO2 型システムへの改修支援の流れ概要	11
図 2-1 申請形態	13
図 2-2 ESCO/リース事業者との共同申請イメージ	14
図 3-1 グループ参加（上図）、テナントのグループ参加(中図)及びリース会社のグループ参加（下図）のイメージ	18
図 4-1 共同利用設備を導入する場合の事業スケジュールと補助対象	21

【表】

表 8-1 想定される審査項目	30
表 9-1 改修支援年度のスケジュール（公募から補助金まで）	33

申請に当たっての留意事項

本補助金については国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し申請をされる方、申請後、選定され、補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本補助金の交付については、補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法^{*1}、同法施行令^{*2}、交付要綱^{*3}及び実施要領^{*4}の規定によるほか、交付規程^{*5}の定めるところによることとします。万が一これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、申請してください。
2. 補助金に関する全ての提出書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合、事業の不採択、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金は取消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
3. 協会からの資料の提出や確認事項等に適切に対応いただけない場合は、事業の不採択、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。
4. 協会から補助金の交付決定を通知する前に発注等を行った経費については、交付規程^{*5}に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
5. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 補助金の交付を受けた事業者は、省 CO2 型システムへの改修が完了する年度の翌々年度から 3 年間、年度毎に当該補助事業による過去 1 年間の CO2 排出削減効果等に係る事業報告書を環境省が指定する者に提出する義務があります。
7. 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類。）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間または減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6}で定める期間を経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
8. 補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6}で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはなりません。十分な時間的猶予をもって協会宛てに承認申請を行ってください。
9. 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法^{*1}において刑事罰等を科す旨規定されています。
10. 交付規程^{*5}第 10 条に基づき、会計検査院の实地検査については、ご協力ください。
11. 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。)を受けてい

ないこと。(固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。)

12. 補助事業により取得した CO2 排出削減効果は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6}を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでの間、カーボン・クレジットとして登録を行うことができません。
13. 令和 8 年度 SHIFT 事業省 CO2 型システムへの改修支援の公募には、一次公募と二次公募があり、1 回目の締め切りを一次公募、2 回目の締め切りを二次公募と称します。また、一次公募と二次公募に併願することは可能です。
14. 令和 8 年度 SHIFT 事業省 CO2 型システムへの改修支援事業の採択において、令和 7 年度繰越予算・令和 7 年度補正予算・令和 8 年度予算等を充当します。どの予算枠での採択となるかは協会に一任いただきます。
15. 令和 8 年度 SHIFT 事業 DX 型 CO2 削減対策実行支援事業に応募する場合、および令和 7 年度補正予算 SHIFT 事業 DX 型 CO2 削減対策実行支援事業に応募した場合、実行支援事業と同一の支援範囲（支援対象設備機器）で、令和 8 年度 SHIFT 事業省 CO2 型システムへの改修支援事業へ併願することはできません。

1. 補助事業の概要

1.1 SHIFT 事業の目的

我が国の地球温暖化対策推進法に基づく総合計画である「地球温暖化対策計画」が改定（令和7年2月閣議決定）され、また同日、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に対し、日本は、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を提出しました。改定された地球温暖化対策計画では、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進しています。

以上を踏まえ、環境省は、脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体のCO₂排出削減を図り、我が国の中長期の温室効果ガス削減目標の達成に貢献することを目的として、「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業（SHIFT事業）」を実施します。具体的には、工場・事業場における電化・燃料転換・熱回収等の省CO₂型システムへ改修する取組への支援（「省CO₂型システムへの改修支援事業」、以下「改修支援事業」という。）やDXシステムを用いた効果的な改修設計などを支援（「DX型CO₂削減対策実行支援事業」、以下「実行支援事業」という。）を行います。

本公募要領では「省CO₂型システムへの改修支援事業」について説明します。

なお、省CO₂型システムへの改修支援から得られた情報は、環境省がCO₂削減対策の把握や普及広報などにも活用していく予定です。また、採択者の事業概要、排出量および削減量等の情報を、原則として環境省が公表する予定です。

1.2 省CO₂型システムへの改修支援の補助対象

省CO₂型システムへの改修支援では、提出書類によって定められる敷地境界において、一定水準以上のCO₂排出量を削減する、既存の設備機器やシステムの改修を補助対象としています（詳細は5.参照）。

（1）設備機器の改修

設備機器の改修とは、同種の機能と同程度の能力（出力）（※1）を有する機器への改修です。対象となる既存機器は、撤去又は稼働不能状態とすることが必要です。

なお、一部の機器においては、電化・燃料転換を伴わない、単純な高効率化改修は補助対象外となります。

（2）システムの改修

システム（※2）の改修とは、当該システムの既存の構成機器の機能やエネルギー供給の全部又は一部を、異種の機器やエネルギーに置き換えたシステムとするものです。システムの改修においても、同程度の能力（出力）（※1）を有する機器への改修であり、機能が置き換えられた既存設備は撤去又は稼働不能状態とすることが必要です。ただし、システム改修において機能や能力の代替が一部に留まる等、既

存設備機器を撤去・廃止することが不合理と認められる場合には、既存設備機器の継続使用を認めます。

※1 ある程度の能力（出力）増は認めますが、その理由を確認する場合があります。（協会が合理的でないと判断した場合や著しい能力（出力）増加と判断した場合は、能力（出力）増にあてはまる設備は補助対象外となる可能性があります）。

※2 システムとは特定の機能を達成するためのエネルギーや情報や設備機器が繋がったものを意味します。

1.3 CO2 排出削減対策について

（1）対象とする温室効果ガス

温室効果ガスにはCO2以外のもの（メタン等）も存在しますが、省CO2型システムへの改修支援で算定対象とする温室効果ガスはエネルギー起源CO2のみです。CO2以外の温室効果ガスはCO2等価換算しても対象としません。また、非エネルギー起源CO2は対象外です。

第三者検証では、エネルギー起源CO2および非エネルギー起源CO2が算定対象となります。第三者検証については、4.1（11）を参照ください。

（2）CO2 排出削減量

省CO2型システム改修支援でのCO2排出削減量は、以下の①～④を含めることができます。

- ① 補助対象の設備機器導入
- ② 補助対象の設備機器に追加して行うCO2削減対策（例えば、保温材追加により断熱効果を向上させるCO2削減対策等）
- ③ システムシステムの改修
- ④ 自主的対策

但し、自主的対策によるCO2排出削減量の評価には下記の上限が設けられます。

- ・補助対象の設備機器やシステムシステムの改修によるCO2排出削減量以下
- ・工場・事業場の基準年度排出量の5%以下かつ主要なシステムシステムの基準年度排出量の10%以下

自主的対策を実施し、そのCO2排出削減量を、省CO2型システム改修支援のCO2排出削減量に加えるかどうかは、申請者が任意に選択できますが、自主的対策によるCO2削減効果を追加した場合、完了実績報告時（複数年度事業の場合は最終年度の完了実績報告時）に、自主的対策によるCO2削減効果の実績を報告いただけます。

また、代表的な自主的対策には以下の①、②があります。

- ① 補助対象外経費で導入する設備機器（太陽光発電設備の導入等）
- ② 補助対象外経費で実施する対策（既存設備の改造等）

（注）工場または事業場において、補助金を使用せず、申請者以外との契約、購入伝票等の証憑書類にて実施を証明できるもの（例えば、消耗品の交換、設備補修等）が自主的対策になります

基準年度排出量は、省CO2型システムへの改修前の工場・事業場のエネルギー起源CO2排出量

で、直近過去 3 年間の平均値または令和 7 年度の値のいずれかを用います。（3 年間の場合、本年度の基準年度排出量は令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の 3 年とします）

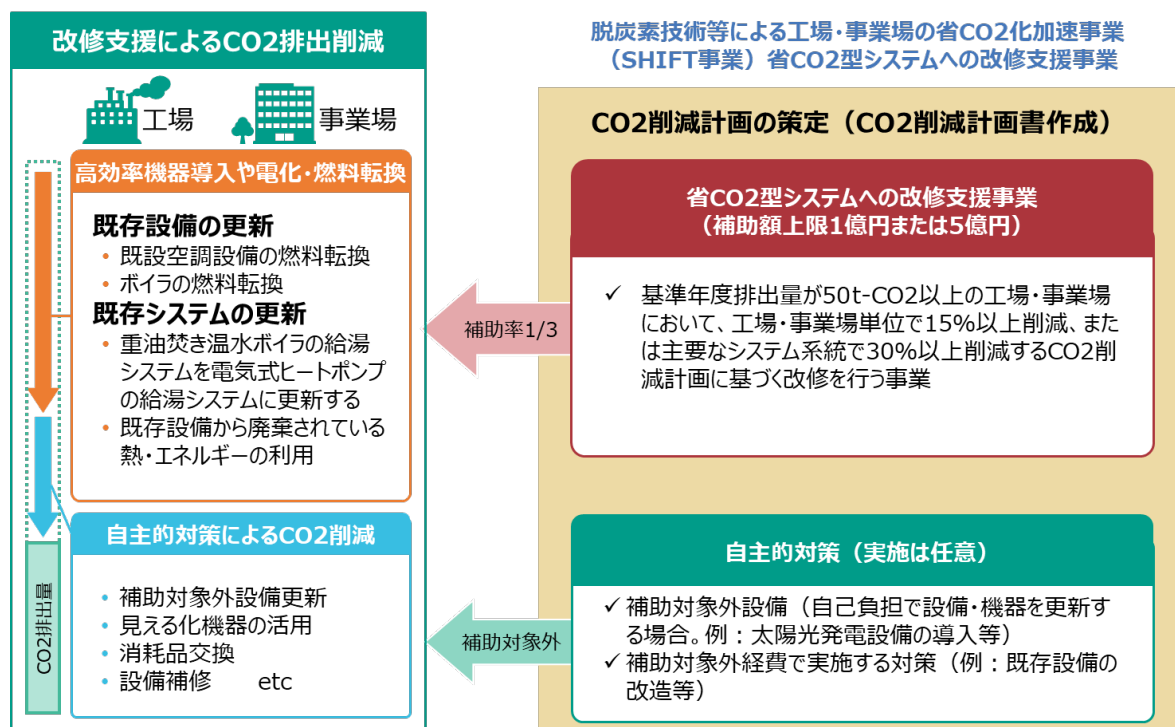


図 1-1 令和 8 年度 SHIFT 改修支援における CO2 削減の考え方

1.4 CO2 削減計画

省 CO2 型システムへの改修支援に申請するためには、CO2 削減計画を策定し所定の様式 (CO2 排出量計算書および CO2 削減計画書) にまとめていただきます。

省 CO2 型システムへの改修支援に交付申請するためには、「4. 省 CO2 型システムへの改修支援の要件」に示す全ての要件を満足する CO2 排出量計算書、CO2 削減計画書の作成が必要です (詳細は 4. 省 CO2 型システムへの改修支援の要件 参照)。CO2 削減対策の効果算定については、環境省の「設備更新等による CO2 削減効果の算定ツール」により、算定を実施してください。

掲載 URL : <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyoyo.html>

なお、この算定ツールで算定困難な場合は、原則として SHIFT 事業 CO2 削減対策の効果算定ガイドラインに則って、算定を実施してください。

掲載 URL : <https://shift.env.go.jp/files/offering/2024/sf05Hf3.pdf>

CO2 削減計画書には以下の内容が含まれます。

- ・ 本事業の概要
- ・ 導入前後比較図
- ・ 対策概要 導入前後設備

- ・ 事業のパラメータ
 - ・ 対策個票まとめ
 - ・ 自主的対策概要
 - ・ 対策個票
- ① 導入する設備・機器の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の業種に該当するか確認し、該当する場合は、この耐用年数を適用する。
 - ② 発電設備や燃料供給設備等のエネルギー供給設備については、当該の設備・機器から電気、燃料等を供給する供給先の設備・機器に準ずる年数とする。
 - ③ 空調機器の場合は、別表第一の「建物附属設備（冷房、暖房、通風又はボイラー設備）を適用する。（電動機出力が 22kW 以下のものは 13 年）

1.5 省 CO2 型システムへの改修支援の流れ

(1) 改修年度

交付申請をしていただき、審査の結果採択された事業者は、交付決定通知を受けた後、補助事業を実施いただきます。

設備導入の期間は申請内容により 1 年から 3 年です。令和 7 年度の排出量については、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（以下、EEGS と称する）」に登録し、その写しを完了実績報告書提出時に、協会へ提出していただきます。複数年度事業の場合は、各年度の完了実績報告書提出の際に、前年度の排出量の EEGS 登録の写しの提出が必要です。

EEGS 登録については、特定排出者と特定排出者以外で、登録方法が異なります。特定排出者以外の場合は任意登録を行うことになり、以下に掲載されている資料の方法に基づいて登録してください。

掲載 URL : https://s3-prd-step5-eegs-portal.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/check/★事業者向け_6.任意算定・公表_20250610.pdf

EEGS 登録者は、主体的に事業を実施する者としてします。例えば代表事業者がリース会社の場合、EEGS 登録者はリース会社ではなく、主体的に事業を実施する者です。

大企業に該当する事業者は、工場・事業場からの CO2 排出量の基準年度排出量については、以下のガイドラインに基づく第三者検証機関(※)による検証が必要となります。

- ・工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）排出量検証のガイドライン
- ・SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン

その検証結果は完了実績報告書提出の際に、提示いただきます。第三者検証の要否は事業実施場所の会社規模に準じます。代表事業者が大企業（リース会社等）で、事業実施場所（共同事業者）が中小企業の場合、第三者検証は不要です。また、代表事業者が大企業でなくても、事業実施場所（共同事業者）が大企業の場合、第三者検証は必要です。

※ 第三者検証で生じる費用は全額自己負担いただきます。

(2) 1 年度

改修年度の最終年度の翌年度です。改修および自主削減による CO2 削減を実施し、モニタリングも併

せて実施いただきます。

(3) 2年度

最終年度の翌々年度です。工場・事業場の1年度の事業報告を環境省が指定する者へ提出していただきます。CO2排出量はEEGSにも登録し、その写しも提出していただきます。

(4) 3年度

最終年度から3年度目です。工場・事業場の2年度の事業報告を環境省が指定する者へ提出していただきます。CO2排出量はEEGSにも登録し、その写しも提出していただきます。

(5) 4年度（最終）

最終年度から4年度目です。工場・事業場の3年度の事業報告を環境省が指定する者へ提出していただきます。CO2排出量はEEGSにも登録し、その写しも提出していただきます。

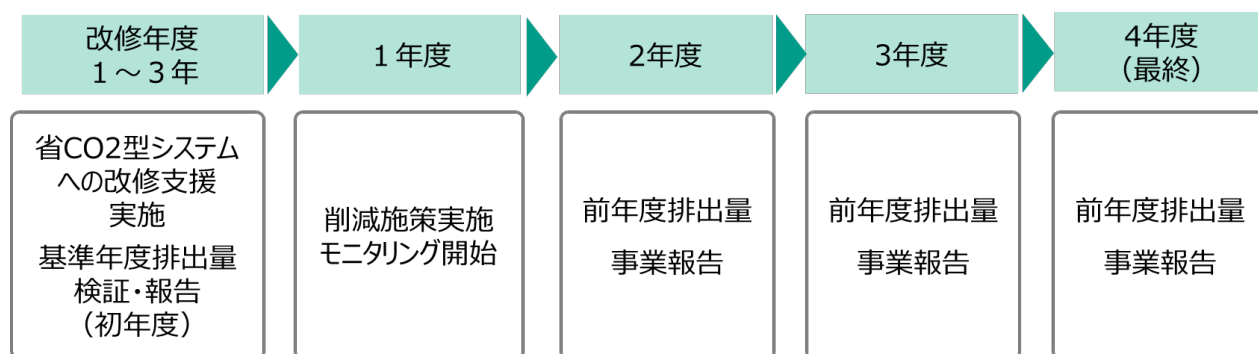


図 1-2 省 CO2 型システムへの改修支援の流れ概要

2. 申請者の要件

2.1 申請者の要件

補助金の交付の申請者は、代表事業者及び共同事業者です。両者が目標保有者となります。

代表事業者とは、補助対象設備の所有者です。

以下の者は、共同事業者になることが必須です。

- ・補助対象設備を設置する建物の所有者で代表事業者でない者
- ・補助対象設備を使用して二酸化炭素排出削減に取り組む者で代表事業者でない者
- ・ESCO 事業・エネルギーサービス事業における ESCO 事業者・エネルギーサービス事業者で代表事業者でない者

なお、上記以外で代表事業者が必要と認める者を共同事業者にすることが可能です。

省 CO2 型システムへの改修支援の補助金の交付を申請できる者（代表事業者および共同事業者）の要件は以下のアからコの本邦法人・団体であり、かつ①から④の要件をすべて満たすものとします。

- ア 民間企業（個人、個人事業主を除く）
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）^{*7} 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）^{*8} 第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）^{*9} 第 22 条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）^{*10} 第 39 条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
※許可書を提出のこと
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- コ 地方公共団体（アからケのいずれかと共同事業者申請者であって、アからケのいずれかと建物を共同所有する場合に限る。）

- ① 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ② 直近 2 期の決算において連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が 2 期連続マイナス）がなく適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。
- ③ 別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できること。様式第 1 交付申請書を提出した事業者は全て別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約を行ったものとします。
- ④ 以下に該当する事業実施場所での補助事業は対象となりません。
 - a) 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場。

- b) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業場であって、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場。
- ⑤ 昨年度辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、今年度を実施される本補助事業に採択されないことがあります。但し、辞退理由が他の補助事業採択による場合、若しくは天災による場合はこの限りではありません。

2.2 申請者の条件と申請形態（単独申請、共同申請、連名申請）

申請者は、補助事業を行う工場・事業場及び補助対象設備の所有者である必要があります（単独申請）。工場・事業場の所有者（※1）と、補助対象設備の所有者が異なる場合は、両者が共同申請をする必要があります。その場合、補助対象設備の所有者が代表事業者、工場・事業場の所有者は共同事業者となります。なお、共同事業者は原則5者以内とします。（※2）

原則、代表事業者は1者です。但し、例えば、近隣の複数事業所が連携して、補助対象設備の所有者である2者以上が同時に設備機器またはシステムの改修により省CO2化を図る事業の場合、当該者らを代表事業者として申請することが可能です（連名申請）（※3）。連名申請で、燃料・エネルギー供給設備機器を導入し、燃料・エネルギー供給設備機器を導入した敷地外にある補助対象設備等に、申請者以外の所有する供給ラインを通して燃料・エネルギー（例えばLNG等）を供給する場合（ただし電力の供給は不可）、公募にて申請した設備以外に供給しない旨の同意書の提出が必要です。また、工場・事業場の所有者による事業とリース事業を同時に行う場合等でも連名申請が可能です。

- ※1 工場・事業場の所有者とは、土地の所有者ではなく、建物・構造物の所有者を指します。
- ※2 共同事業者が6者以上となるケースについては、事前に協会に相談ください。
- ※3 代表事業者2者以上による連名申請となるケースについては、事前に協会に相談ください。



図 2-1 申請形態

代表事業者、共同事業者は目標保有者として、CO2 排出量削減を達成する責務を負います。なお、代表事業者は、補助事業実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等もしくは交付規程に

違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。

- ESCO事業、リース等を活用した参加に際しては、補助対象設備の所有者を代表事業者、補助対象設備を導入する工場・事業場の所有者及びESCO事業・エネルギーサービス事業におけるESCO事業者・エネルギーサービス事業者を共同事業者として共同申請することが必要です。

注) リースを活用する場合、あるいはESCOを設備込で活用する場合、申請書類にリース契約書（案）／ESCO契約書（案）及びリース料／ESCOサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳／ESCOサービス料算出内訳）の提出が必要です。また、原則として、設備の法定耐用年数期間は、リース契約／ESCO契約を継続頂く必要があります。なお、完了実績報告時には、締結済みのリース契約書／ESCO契約書及びリース料／ESCOサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳／ESCOサービス料算出内訳）の提出が必要です。

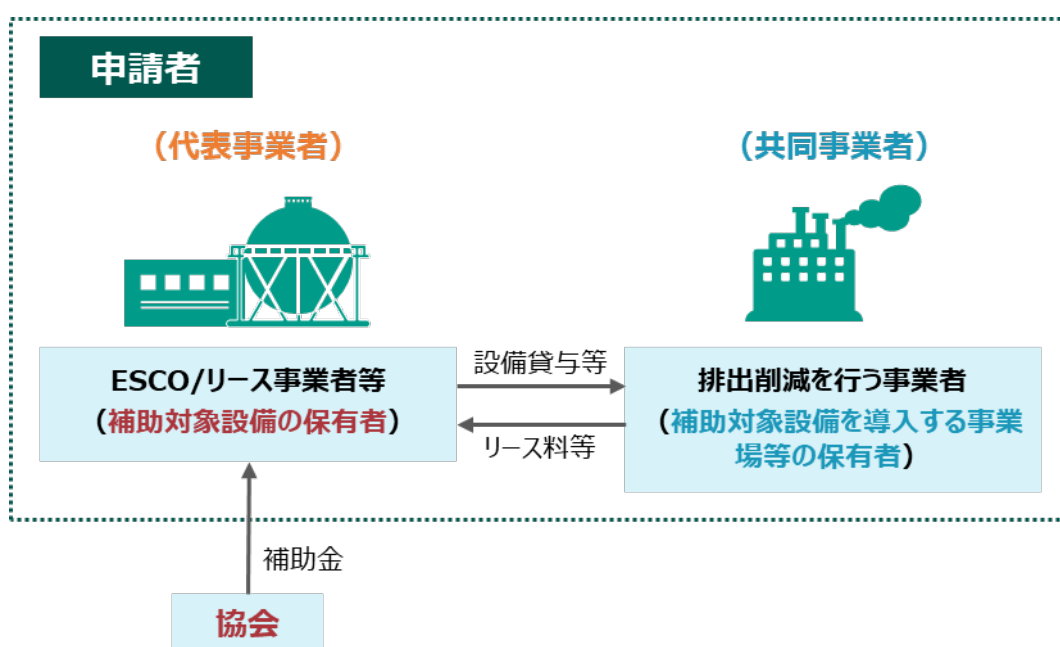


図 2-2 ESCO/リース事業者との共同申請イメージ

- 令和5年度以降のSHIFT計画策定支援事業／DX型CO2削減対策実行支援事業／計画策定支援を実施した事業場でその成果を活用して申請する場合は、省CO2型システムへの改修支援の申請者（代表事業者又は共同事業者）に計画策定支援事業／DX型CO2削減対策実行支援事業の申請者が含まれる必要があります。
- 同じ敷地境界内の同じ設備機器を対象として、令和8年度DX型CO2削減対策実行支援に申請することはできません。
- テナントや工場内で事業を行う者（以下「テナント等」という。）が代表事業者となる場合には、当該建物や工場の所有者が共同事業者として参加する必要があります。工場・事業場全体のCO2排出量の算定対象範囲はテナント等の利用範囲内ではなく、当該建物や工場の敷地境界全体になりますので

ご注意ください。

- DX型CO2削減実行支援を担当した支援機関が、同じ案件の省CO2型システムへの改修支援の工事請負先となることは可能です。ただし、省CO2型システムへの改修支援の工事請負先が事務連絡先として応募することはできません。
- 代表事業者および共同事業者以外に、削減事業に協力する者を削減協力者とします。

3. 参加単位と参加形態

3.1 参加単位

参加単位は、工場または事業場となります。

工場、事業場の定義及び単位の考え方については、以下の通りです。

工場	継続的に一定の業務として物の製造又は加工(修理を含む)の事業のために使用される事業所。
事業場	上記以外の事業のために使用される事業所

これら工場、事業場については、航空写真等を使用した資料にて敷地境界を定義いただく必要があります。また、大企業の場合は、下記に示すような公的書類に基づく敷地境界を定義いただく必要があります。

- 工場：工場立地法届出（敷地面積が 9,000m² または建物設面積 3,000m² 以上の工場の場合）あるいは消防法届出等
- 事業場：建築基準法届出、あるいは消防法届出等

注 1) 工場立地法届出が必要とされる工場の場合、建築基準法届出は公的根拠となりません。

注 2) 同一敷地内に工場と事業場が混在している場合は、規模（CO2 排出量）の大きい方で申請ください。

3.2 参加形態

参加形態には以下に示す 2 つの形態があります。

単独参加	一つの工場・事業場を対象に申請する形態
グループ参加	複数の工場や事業場を 1 申請として申請する形態

以下グループ参加の要件について説明します。

(1) リース契約を活用しない場合

- グループを構成する工場・事業場の所有者は、下記に限定されます。
 - ・同一の法人
 - ・下記※ 1 記載の条件を満足する親会社の直接出資比率100%のグループ会社
 - ・下記※ 2 記載の条件を満足するフランチャイズチェーン(特定連鎖化事業者)
- グループ参加の全ての工場・事業場について、以下の一つ又は両方を実施
 - ・1つ以上の補助対象設備の導入等
 - ・低炭素燃料供給設備や受変電設備等を単独で導入または低炭素燃料供給設備や受変電設備等を導入し、エネルギー使用設備機器は改修・改造を実施（要件を満たすCO2排出削減量が実現できる場合）
- グループ参加の工場・事業場の参加数は1グループ5件以内であること。6件以上となるケースは、事前に協会に相談ください。

- 参加する工場・事業場のエネルギー管理・CO2排出量管理が同一の方法で実施されていること。

※1 グループ会社で参加する場合、代表事業者は親会社（省CO2型システムへの改修の補助対象である設備・機器の所有者が親会社）であること。

※2 フランチャイズチェーン（特定連鎖化事業者）が加盟店をグループ申請する場合は、下記要件を満足することが必要です。

- ・ 代表事業者は親会社（省CO2型システムへの改修支援の補助対象設備・機器の所有者）、加盟店オーナーは原則として共同事業者ではなく削減協力者とする。
- ・ 代表事業者はモニタリング手段統一、CO2排出削減量の作成など加盟店のエネルギー管理を行うと共に、取得財産の管理も行うこと

（2）リース契約を活用する場合

リース会社が代表事業者の場合、以下の条件でグループ申請を認めます。

- グループを構成する工場・事業場の所有者は、下記に限定されます。
 - ・ 同一の法人
- グループ参加の全ての工場・事業場について、以下の一つ又は両方を実施
 - ・ 1つ以上の補助対象設備の導入等
 - ・ 低炭素燃料供給設備や受変電設備等を単独で導入または低炭素燃料供給設備や受変電設備等を導入し、エネルギー使用設備機器は改修・改造を実施（要件を満たすCO2排出削減量の実現できる場合）
- グループ参加の工場・事業場の参加数は1グループ5件以内であること。（6件以上となるケースは、事前に協会に相談ください。）
- 参加する工場・事業場のエネルギー管理・CO2排出量管理が同一の方法で実施されていること。代表事業者は共同事業者と連携しエネルギー管理・CO2排出管理を実施すること。

注1) 省CO2型システムへの改修支援の要件となるCO2削減目標（工場・事業場全体の15%以上削減、あるいは主要なシステム系統で30%以上削減等）は、グループ参加の工場・事業場全体で達成できれば良い。

注2) 主要なシステム系統に定義された個々のシステム系統は、参加工場・事業場毎のシステム系統でも、複数の参加工場・事業場を統合したシステム系統でも良い。

注3) 燃料・エネルギー供給設備機器を導入し、燃料・エネルギー供給設備機器を導入した敷地外にある補助対象設備等に、申請者以外の所有する供給ラインを通して燃料・エネルギー（例えばLNG等）を供給する場合（ただし電力の供給は不可）、公募にて申請した設備以外に供給しない旨の同意書の提出が必要。

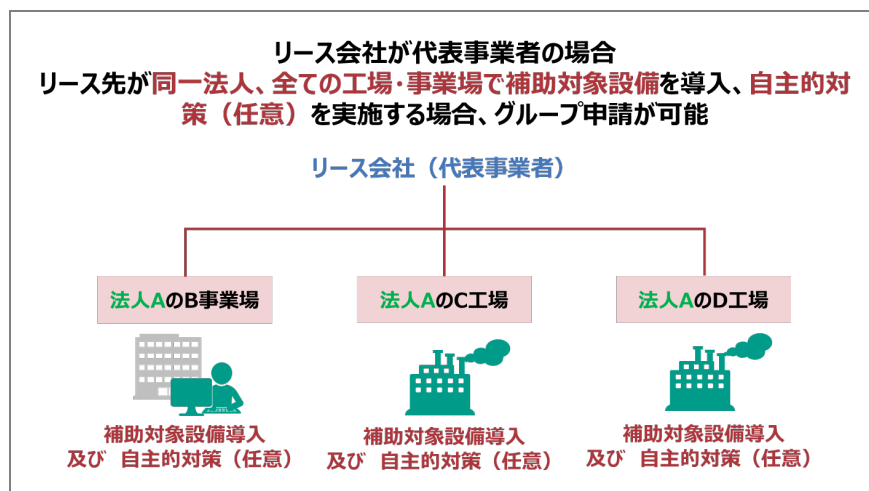
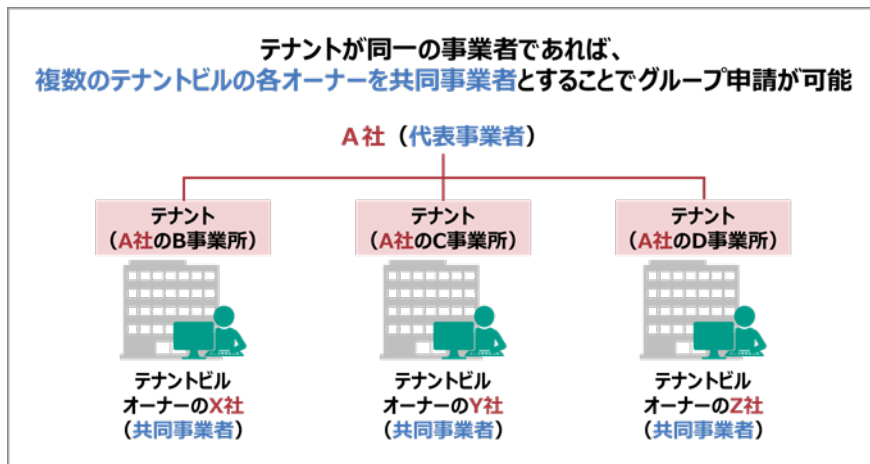
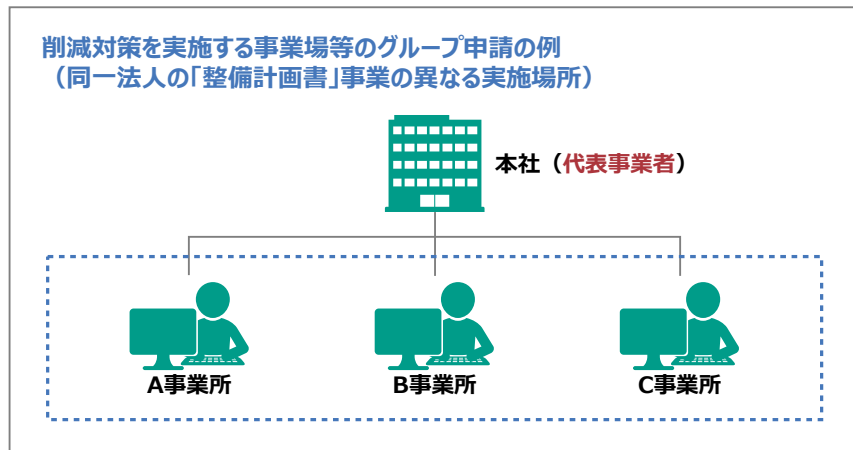


図 3-1 グループ参加 (上図)、テナントのグループ参加(中図)及びリース会社のグループ参加 (下図) のイメージ

4. 省CO₂型システムへの改修支援の要件

4.1 改修支援の要件

国内の工場・事業場において、高効率設備機器導入や電化・燃料転換等を実施する事業のうち、以下(1)から(13)の要件をすべて満たす補助事業（※1）であることが必要です。

- (1) 基準年度排出量が50t-CO₂以上である工場または事業場において、①工場・事業場単位で年間CO₂排出量を15%以上削減（※ア）、または②主要なシステム系統（詳細は4.3参照）で年間CO₂排出量を30%以上削減（※ア）する、CO₂削減計画に基づく改修を行う事業。

※ア 事業要件のCO₂排出削減量およびCO₂削減率は、下記のように定義します。

CO₂排出削減量

= 補助対象の対策によるCO₂削減量 + 自主的対策によるCO₂削減量（任意）

CO₂削減率 = CO₂排出削減量 / 基準年度CO₂排出量

また、自主的対策によるCO₂削減量には、下記の上限を考慮します。

- ・補助対象設備導入によるCO₂排出削減量以下
- ・工場・事業場の基準年度排出量の5%以下かつ主要なシステム系統の基準年度排出量の10%以下

注) ①、または②のいずれかを満たせば交付申請が可能です（両方の要件を満たす場合も交付申請可能です）。

なお、①の要件を満たした申請の場合でも主要なシステム系統の排出量及び削減効果の算定が必要です。また、②の要件を満たした申請の場合でも工場・事業場単位の排出量及び削減効果の算定が必要です。

- (2) 基準年度排出量を別途定める様式（CO₂排出量計算書）により算定できること。
- (3) 「補助対象設備に追加して行うCO₂削減対策」または「自主的対策の検討」を実施すること。
- ・ 検討の結果、自主的対策がある場合は、申請時に実施内容（予定でも可）を提出すること
- (4) 自主的対策による排出量削減目標の追加は任意であるが、CO₂削減効果を追加した場合、各対策について定量的な根拠と実績を確認する具体的方法を明示すること。（※2）
- (5) CO₂削減計画書を策定し申請時に提出すること。
- (6) 省CO₂型システムへの改修支援における設備導入、電化・燃料転換等によるCO₂削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。（※3）
- (7) 補助事業の投資回収年数が3年以上であること。（※4）
- (8) 費用対効果は10万円 / t-CO₂以下であること。（※5）
- (9) 自主的対策によるCO₂削減効果を追加した場合、完了実績報告時（複数年度事業の場合は、最終年度の完了実績報告時）に、自主的対策が実施されていること。実績のCO₂削減量が、公募時のCO₂削減量から減少していないことを報告すること。

- (10) 補助金事務に伴う各種報告に加えて、EEGSによる排出量報告を行うこと。
- (11) 大企業においては、基準年度排出量について以下のガイドラインに基づく第三者検証を受け、その結果を完了実績報告書にて報告すること。
- ・工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）排出量検証のガイドライン
 - ・SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン
- (12) 以下に該当しないこと。（※6）
- 令和7年度（予算年度を問わず）が設備更新年度である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速化事業（SHIFT事業））により機器を導入した工場・事業場。
- (13) 連名申請で共同利用設備を導入する場合、3か年以内に連名者の事業が完了すること。3か年以内に完了しない場合は、事業完了した申請者分のみが補助対象となる。（図4-1参照）

- ※1 1.2に示す「省CO2型システムへの改修支援の補助対象」および 5に示す「補助対象」参照。
- ※2 低炭素電力の購入（契約実績、契約切替）は自主的対策として削減目標量に含めることができません。但し、一定条件を満足する場合、審査上考慮されます。（8.1 ※3項を参照）
- ※3 主要なシステムシステムで実施される場合、主要なシステムシステムに係るエネルギー消費量の計測または算定手段を必ず確保してください。
- ※4 投資回収年数は以下の式で計算します。
- 投資回収年数 = 総事業費 / 年間のランニングコスト削減額
- 投資回収年数は設備ごとではなく、事業全体で評価します。年間のランニングコスト削減額は、CO2削減計画（CO2削減計画書）の数値を使用ください。
- 年間のランニングコスト削減額に含まれる自主的対策は、総事業費に含まれる自主的対策のみです。
- ※5 費用対効果は以下の式で計算します。
- 費用対効果 = 「補助対象経費（円）の合計値」 / 「CO2削減効果（t-CO2）×法定耐用年数（年）の合計値」
- 費用対効果の計算に用いるCO2削減効果（t-CO2）は、補助対象設備導入によるCO2削減効果（t-CO2）のみです。自主的対策によるCO2削減効果（t-CO2）は含みません。
- ※6 令和5年度から令和6年度（予算年度を問わず）に実施されたSHIFT事業の補助金を利用して設備機器等を導入した工場・事業場で、省CO2型システムへの改修支援実施を検討する場合には、必ず事前に協会にご相談ください。

ケース①：3か年以内に2者以上の事業が完了する場合は、全て補助対象

	1年目	2年目	3年目
A社	LNG設置、ボイラ運転		
B社		ボイラ運転	

ケース②：3か年以内に2者以上の事業が完了しない場合は、A社工事とB社工事は別々で申請
A社工事のLNGサテライト工事は、A社とB社の使用量で按分し、A社分のみが補助対象

	1年目	2年目	3年目	4年目
A社	LNG設置、ボイラ運転			
B社			ボイラ運転	

図 4-1 共同利用設備を導入する場合の事業スケジュールと補助対象

4.2 年間 CO2 排出削減量の達成

排出削減量については、申請後に協会の承認を得ずに変更することはできません。

事業の実施によって工場・事業場におけるエネルギー起源 CO2 の排出量が確実に削減されることが大前提です。このため、申請においては、CO2 削減計画書により算出過程も含む CO2 の削減量の根拠を明示していただくとともに、当該削減量の達成に努めていただきます。

また、事業完了後 3 年間の事業の効果等を事業報告書として、環境省が指定する者に提出していただきます。あわせて、工場・事業場全体の CO2 削減実績を EEGS に登録し、その写しも提出していただきます。（EEGS の登録方法については 1.5 参照）

削減量が目標に達しない場合は、改善策の提示を求めることがあります。

4.3 主要なシステム系統

主要なシステム系統について説明します。

一般的に、工場・事業場の中には種々のシステム系統が存在します。システム系統の基本形は、[機器本体 + 付属設備] です。機器本体はエネルギー使用設備機器本体となります。付属設備とは、機器本体の機能を果たすために必要な燃料・電力供給設備、補機、配管、電源・制御配線等です。ただし、付属設備が無い機器本体のみの場合もあります。また、小さなシステム系統が複数集まって大きなシステム系統を構成することもあります。

システム系統の例：

- 1) 設備本体および配管・ダクト・配線（例：空調設備(室外機、室内機) + 冷媒配管 + 電線）
- 2) 設備本体および設備本体、（例：洗濯設備 + 乾燥設備）
- 3) システムおよび設備本体、（例：空調システム + 換気設備）
- 4) システムおよびシステム、（例：蒸気システム + 圧空システム）

主要なシステム系統とは、各種システム系統のうち、工場・事業場において、エネルギー活動面、経費面、生産活動面で事業者が主要と考えるシステム系統のこととします。

本補助事業では、全ての補助対象設備を導入するシステム系統を選択し、主要なシステム系統を定義することができます。

主要なシステム系統の例

- ・空調システム
- ・空調システム+洗濯乾燥システム
- ・〇〇生産システム+照明システム

主要なシステム系統を特に定義しない場合は、工場・事業場全体を主要なシステム系統とします。

5. 補助対象

5.1 補助対象となるシステム・設備機器

(1) エネルギー使用設備機器

- ① CO₂ 排出削減に寄与する高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した、産業・業務用設備機器や生産設備が補助対象となります。また、廃エネルギーを利用した産業・業務用設備機器や生産設備も補助対象となります。

なお、下記に示す設備・機器の単純な高効率化は補助対象外となります(5.2 参照)。

・蒸気システム、空調システム、給湯システム

・工業炉、CGS

- ② 補助対象の設備機器に追加して行う CO₂ 削減対策（例えば、保温材追加により断熱効果を向上させる CO₂ 削減対策等）

(2) 燃料・エネルギー供給設備機器

- ① 低炭素燃料供給設備および受変電設備

以下の場合、補助対象にすることができます。

・電化や燃料転換を伴う補助対象の上記(1)「エネルギー使用設備機器」の付属設備として低炭素燃料供給設備や受変電設備を導入

・グループ申請／連名申請で、グループ参加のいずれかの工場・事業場、または連名申請の申請者が、低炭素燃料供給設備や受変電設備等を単独で導入または低炭素燃料供給設備や受変電設備等を導入し、エネルギー使用設備機器は改修・改造を実施（要件を満たす CO₂ 排出削減量が実現できる場合）。

・単独申請で、申請者が、低炭素燃料供給設備や受変電設備等を単独で導入または低炭素燃料供給設備や受変電設備等を導入し、エネルギー使用設備機器は改修・改造を実施（要件を満たす CO₂ 排出削減量が実現できる場合）。

なお、同設備からの燃料や電力を補助対象外設備機器（敷地境界外を含む）に供給した場合（今回は改修しない既存設備に将来的に供給する場合を含む）、その供給量あるいは設備容量に応じた按分比率に基づき供給設備の補助金額を減じます。

- ② 再生可能エネルギー発電設備／再生可能エネルギー熱供給設備

以下の3つの条件を全て満たす場合にのみ補助対象になります。（太陽光発電設備は除く）

・上記(1)の「エネルギー使用設備機器」を、補助対象設備として少なくとも一つ導入すること。（電力使用機器に限定しない）

・発電した電力および発生した熱量は、100%自家消費であること。

・発電能力は、上記(1)に該当する「補助対象設備による削減量に相当する発電量」あるいは「導入した省 CO₂ 設備で使用する電気量」の多い方を上限とする。

※ 電力の排出係数は CO₂ 削減計画書の算定方法にて定める値とする。

- ③ コージェネレーション発電設備

コージェネレーション発電設備は、上記(1)のエネルギー使用機器としての位置付けもあるので、既存発

電設備の改修として導入する他、システム改修として新たに導入することができますが、発生した電力および熱エネルギーは100%自家消費であることが必要です。既設コジェネレーションの改修であっても、上記を満たさない場合は補助対象となりません。既存設備の改修の場合、発電量は既存発電設備の発電量を上限とします。システム改修で新たに導入する場合、熱エネルギーは既設熱源設備の能力を上限とします。

(3) 受変電設備

(2) ①の場合に加えて、既存自家発電設備を廃止して、系統受電に切り替えることでCO2削減が図られる場合のみ補助対象としています。

(4) 照明設備

中小企業法第2条に定義された中小企業者のみ補助対象となり得ます。ただし、制御機能付きLED照明のみ対象で、(1)のエネルギー使用設備機器を補助対象として少なくとも1つ導入する必要があります。制御機能付きLEDを導入する場合、主要設備として導入する設備(LED設備以外のエネルギー使用機器)の補助金額が制御機能付きLEDの補助上限額とします。また、制御機能付きLEDの排出量・削減量は主要設備の排出量・削減量と合算して削減率の要件を満たす必要があります。

なお、制御機能付きLED照明器具は、以下に該当するものです。

調光制御設備の種別	基準値 (照明器具について)	
	光源色	固有エネルギー消費効率(lm/W)
無線式 有線式 人感・明るさセンサー付き	昼光色・昼白色・白色	100以上
	温白色・電球色	50以上

5.2 単純な高効率化改修

単純な高効率化とは、燃料転換や電化を伴わない、純粋な設備の高効率化改修のことです。

【単純な高効率化の例】

- ・電化・燃料転換を伴わない更新
(例.設備更新(ダウンサイジングを伴う場合や、更新前後で台数が異なる場合を含む)するが燃料種は変わらない)
- ・LNGから都市ガスの燃料転換は、排出係数が変わらないため補助対象外
- ・セントラル空調からパッケージ空調等の場合も、燃料種が変わらないため補助対象外
- ・燃料電池システムにおいて、既存設備と同じ能力の設備に更新する場合

【単純な高効率化ではない例】

- ・レジリエンス等の観点で同一系統内で必要最小限の一部高効率化が必要な場合には、当該高効率化分を含めて全体を補助対象とします(GHPからEHPに更新するが、一部GHPを残す場合等)。ただし、高効率化の上限は供給量あるいは設備容量の半分程度までとします。
- ・燃料電池システムにおいて、最大限熱需要を賄うために能力を増強するような場合

5.3 補助対象とならないシステム・設備機器

- ・ エネルギー使用設備機器でも、CO2 削減に寄与しないもの
- ・ 産業・業務用以外の低炭素機器（家庭用設備機器、運輸部門の設備機器等）
- ・ 蓄電池
- ・ 外部へ供給する再生可能エネルギー発電設備／コジェネレーション発電設備
- ・ インバータ、BEMS、FEMS（設備自身でエネルギー消費&削減する設備でないもの。エネルギー使用設備を組合せる場合、認められる場合がある。）
- ・ 少量排出源になるような機器
- ・ 予備機
- ・ 非常用設備（常時使用されないあるいは使用頻度の少ない設備）
- ・ 中古設備機器
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品
- ・ 建物
- ・ 車両
- ・ 既存設備の改修あるいはシステム改修に該当しない新規設備
- ・ 導入後のシステムの容量、能力が更新の範囲を著しく逸脱する増設設備
- ・ 故障した状態、使用していない設備・機器の改修
- ・ 既存設備の改修により機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」
- ・ 熱・電気・エネルギー供給事業用の設備
- ・ 電気事業用の発電所及び変電所の設備
- ・ 太陽光発電システム

※改修支援事業は同種の機能と同程度の容量を有する機器への改修を要件としています。ある程度の能力（出力）増は認めますが、その理由を確認する場合があります。（協会が合理的でないと判断した場合や著しい能力（出力）増加と判断した場合は、能力（出力）増にあてはまる設備は補助対象外となる可能性があります。）

上記の機器容量とは、機器が複数台ある場合にはトータル容量を指し、単機容量と台数の組合せの変更は制約しません。（例：既設 200kW×6台 → 更新 300kW×4台）

同等の機能と同程度の能力（出力）を有する機器へ更新事業であっても、更新後の一部の稼働率が低い機器が予備機と判断される場合は、当該設備は補助対象外となります。

6. 補助対象経費と補助対象外経費

6.1 補助対象経費

省 CO2 型システムへの改修支援の実施期間中に行われ、改修支援に使用されたことを証明できるものであり、かつ同期間内に補助事業者の支払が完了する（※1）、高効率設備機器導入や電化・燃料転換等を実施して二酸化炭素の排出量を削減する事業に要する、以下の経費であること。（以下、「補助対象経費」という。）

補助対象経費の詳細は、交付規程^{*5}別表第2を参照ください。

- ① 本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費

※1 支払のみ未了の場合は、同期間内に請求書が発行されている場合を含む。

※2 改修後の補助対象設備のCO2排出量の計測のための手段として導入する計測器は補助対象です。

※3 共通仮設費、現場管理費および一般管理費は、補助対象および補助対象外の両方について、合理的な考え方に基づいて求められていることが必要です。

6.2 補助対象外経費

以下の費用は補助対象外となりますのでご注意ください。

- 本補助事業に使用されない機器・設備等
- 交付の決定日前に発生した経費
- 事業実施に直接関連のない経費
- 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- CO2排出削減に寄与しない設備や工事のための経費（見える化機器、フェンス・保安用品、法定必需品など ※法律・条令等の規定や関連業界機関等の指針などによる工事、工事終了後の配管安全保守標示標識等、企業名等の塗装などであってもCO2排出削減に寄与しない場合、補助対象外)
- 既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む）
- 官公庁等への申請、届出等に係る費用
- 本補助金への申請手続に係る経費
- 振込手数料
- 第三者検証のための経費

6.3 自社調達を行う場合の利益排除

省 CO2 型システムへの改修支援において、補助対象経費の中に補助事業者（代表事業者及び共同事業者）の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など（※））をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

6.4 ESCO 事業者の利益排除

省 CO2 型システムへの改修支援において、補助対象経費の中に ESCO 事業者の自社製品等に係る経費がある場合、上記 6.3 と同様の対応が必要です。更に ESCO サービス料に設備費用が含まれている場合には、ESCO サービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（ESCO 契約書（案）及び ESCO サービス料計算書）の提出が必要です。

6.5 他補助金、減税制度の併用

国からの他の補助金等（適正化法^{*1}第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」）の対象経費は含めることができません。

本補助事業に申請した事業が固定価格買い取り制度の設備認定を受けていないこと。また、財産処分制限期間中は固定価格買い取り制度の設備認定を受けないことが必要です。

7. 補助金の交付額（上限額及び補助率）

7.1 補助金の上限額

補助金の上限額は以下の通りです。

CO2 排出削減量が 4,000t-CO2/年 未満の場合：上限 1 億円

CO2 排出削減量が 4,000t-CO2/年 以上の場合：上限 5 億円

※ CO2 排出削減量＝補助対象の対策による CO2 削減量＋上限を考慮した自主的対策による CO2 削減量

ただし、同年度で 1 実施事業者（※）あたり、1 億円（CO2 排出削減量が 4,000t-CO2/年 未満の場合）、または 5 億円（CO2 排出削減量が 4,000t-CO2/年 以上の場合）が上限です。

また、連名申請で複数事業所が連携する場合は、事業所ごとの上限（1 億円、または 5 億円）を合算することができますが、事業全体の上限額および 1 実施事業者の上限額は 10 億円です。

※ 実施事業者とは、補助事業申請者のうち導入設備機器等を使用して CO2 削減に取り組む法人とします。

7.2 補助金の補助率

補助率は CO2 排出削減量に関わらず 3 分の 1 以内です。

なお、交付額の算定方法は以下の通りです。

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 交付規程別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 省 CO2 型システムへの改修支援の選定及び交付決定

申請者より提出された書類等をもとに、「2. 申請者の要件」及び「4. 省 CO2 型システムへの改修支援の要件」をすべて満たすものの中から、実施要領^{*4} 第3（6）②に定める方法により、予算の範囲内で補助事業を選定します。申請者の不備、不足、誤り等で審査の継続が不可能であると協会が判断した場合は不採択とします。

8.1 補助事業の選定

- 提出された申請書に対して、以下の表8-1の審査項目に従い審査を行います。
- 選定の手順は以下の通りです。
 - 1) 2.1に示す申請者の要件をチェックし、要件を満たさない申請を除外します。
 - 2) 4.1に示す改修支援の要件をチェックし、要件を満たさない申請を除外します。
 - 3) 8.1補助事業の選定に示す審査項目「表8-1 想定される審査項目」に基づき採点し、総合評価します。
- 総合評価は、大企業、中小企業、その他法人等に分類した母集団毎に行います。
- 複数年度事業の採択件数は、後年度の補助金見込み額を踏まえて環境省と相談の上、件数に制限を設けることがあります。なお、複数年度事業で初年度の補助対象額が大きい場合、評価します。
- 工場・事業場単位の要件と主要なシステム系統の要件の双方を満たす場合、各々の評価基準において、高い方を適用して、評価します。
- 脱炭素化取組の先導的な事例を創出し、広く横展開を図るという事業目的を踏まえ、業種・機器の偏りを考慮した採択をすることがあります。
- 他の事業者への波及効果が顕著なモデル性のある事業は、モデル事業として採択をすることがあります。
- 採択された案件は、ウェブにおける採択結果を公表し、事業者に通知します。また、要件不備による不採択の場合も通知しますが、これら以外は通知しません。協会ウェブサイトでの採択結果公表を確認ください。
- 採択結果に対するご意見及びお問い合わせは対応いたしません。
- 一次公募で、要件不備以外で不採択になった場合は、二次公募を辞退されなければ（別紙1にて選択できます）、二次公募にて引き続き審査を行い、改めて採択／不採択を判定します。

表 8-1 想定される審査項目

基礎的な審査項目	申請する補助対象事業のCO2排出削減量
	申請する補助対象事業のCO2排出削減率
	申請する補助対象事業の費用対効果
	申請者(実施事業者等)が環境指標に批准していること(※1) 実施事業者とは補助事業申請者のうち導入設備機器等を使用してCO2削減に取り組む法人とします。
	代表事業者、共同事業者、実施事業者のいずれかが、温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」応援団への参画及びデコ活宣言の実施と取り組みをしていること。(※2)
その他の審査項目 (加点点評価)	申請者(実施事業者)が電力低炭素化取組の実績(※3)
	申請者(実施事業者)が過年度SHIFT事業によりCO2削減計画を行っていること。または、本申請にあたって作成したCO2削減計画を支援機関により支援を受けたこと。(※4)
	補助事業実施場所が、環境省が選定した脱炭素先行地域に含まれること。(※5)
	2024年度または2025年度の環境省LD-Tech認証製品一覧(産業、業務)に登録されている設備機器を補助対象として導入すること(1機種でも含まれていれば加点点対象)(※6)

※1 実施事業者等が、SBT、TCFD、RE100、エコアクション21、エコファーストを宣言・獲得・認定取得しているか。(中小企業は中小企業向けのSBT、再エネ100宣言RE Action) また、ISO14001を申請する工場・事業場において獲得しているか。

※2 ①2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定していること。②デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)「応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取り組み。①および②の両方を満たすこと、その資料を提出すること。

※3 電力低炭素化取組実績は、実施事業者が以下のいずれかがあれば該当します。

- 1) 自家消費の再エネ設備を、工場・事業場全体の電力の10%以上導入済みの場合、認められます。確認できる書類を提出してください。
- 2) 低炭素電力の契約実績は、調整後排出係数が0.25kg-CO₂/kWh未満の電力を、直近3年間連続して導入していることを契約書等で確認できる場合に限定します。実績が3年間に満たない場合、低炭素電力契約を交付決定時から5年間継続する旨申告してください。
- 3) 補助事業申請に伴い低炭素電力の契約に切り替える場合、契約更新前よりも調整後排出係数が小さく、かつ契約書で調整後排出係数が0.25kg-CO₂/kWh未満であると確認できる場合に限定し、5年間以上導入することを条件とします。申請時に低炭素電力契約に切り替える旨の申告書を

提出ください（調整後排出係数、単価、購入量、等具体的な条件を記載したもの。契約書案でも可。書式任意）。契約書は事業完了までに締結し、契約書は完了実績報告書と一緒に提出してください。契約が成立しない場合、補助金の交付はしません。

※4 申請する工場・事業場が令和5年度以降のSHIFT事業の計画策定支援事業またはDX型CO2削減対策実行支援事業を受けて作成したものであること。あるいは、計画策定支援事業またはDX型CO2削減対策実行支援事業は実施していないが、令和8年度の支援機関リストに掲載されている支援機関を活用してCO2削減計画を策定したものであること。

※5 補助事業実施場所が、下記に示す環境省が選定した脱炭素先行地域提案における、主たる提案者又は共同提案者となっている地方自治体（都道府県、市区町村）内にある場合に該当します。

脱炭素先行地域詳細は下記環境省脱炭素地域づくり支援サイトを参照ください。

掲載 URL : <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

※6 環境省の LD-Tech 認証製品一覧に記載されている製品を導入する場合該当します。（家庭）に分類される設備機器は加対象になりません。

重要：LD-Tech 認証製品を導入する計画で採択され、実施段階で LD-Tech 認証製品導入を取りやめた場合、採択取消しとなる場合がありますので、留意ください。

掲載 URL : https://www.env.go.jp/earth/post_93_00001.html

環境省 LD-Tech 認証制度ページ内にある LD-Tech 認証製品一覧の該当ページ PDF を添付ください。

8.2 補助金の交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行い、交付決定通知書を発行します。採択決定から交付決定まで標準的に約30日を要します。
- 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた後に事業開始することができます。補助事業者が工事請負業者等と契約を締結するにあたっては、契約・発注日は協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）でなければなりません。交付決定日前の支出は補助対象外です。
- 今年度辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、翌年度に実施される本補助事業に採択されないことがあります。但し、辞退理由が他の補助事業採択による場合、若しくは天災による場合はこの限りではありません。

9. 省 CO2 型システムへの改修支援スケジュール

9.1 改修支援年度の実施期間

(1)公募期間

公募開始は、令和 8 年 6 月 12 日(金)

一次公募 締切り：令和 8 年 7 月 15 日（水） 12 時まで

二次公募 締切り：令和 8 年 8 月 26 日（水） 12 時まで

(2)実施期間

交付決定日から令和 9 年 2 月 13 日までです。

複数年度の実施期間は、「10 複数年度事業」を参照ください。複数年度事業の各年度の事業完了は 2 月 13 日とします。

注1) 交付決定日前に発注された事業は補助対象には認められませんのでご注意ください。

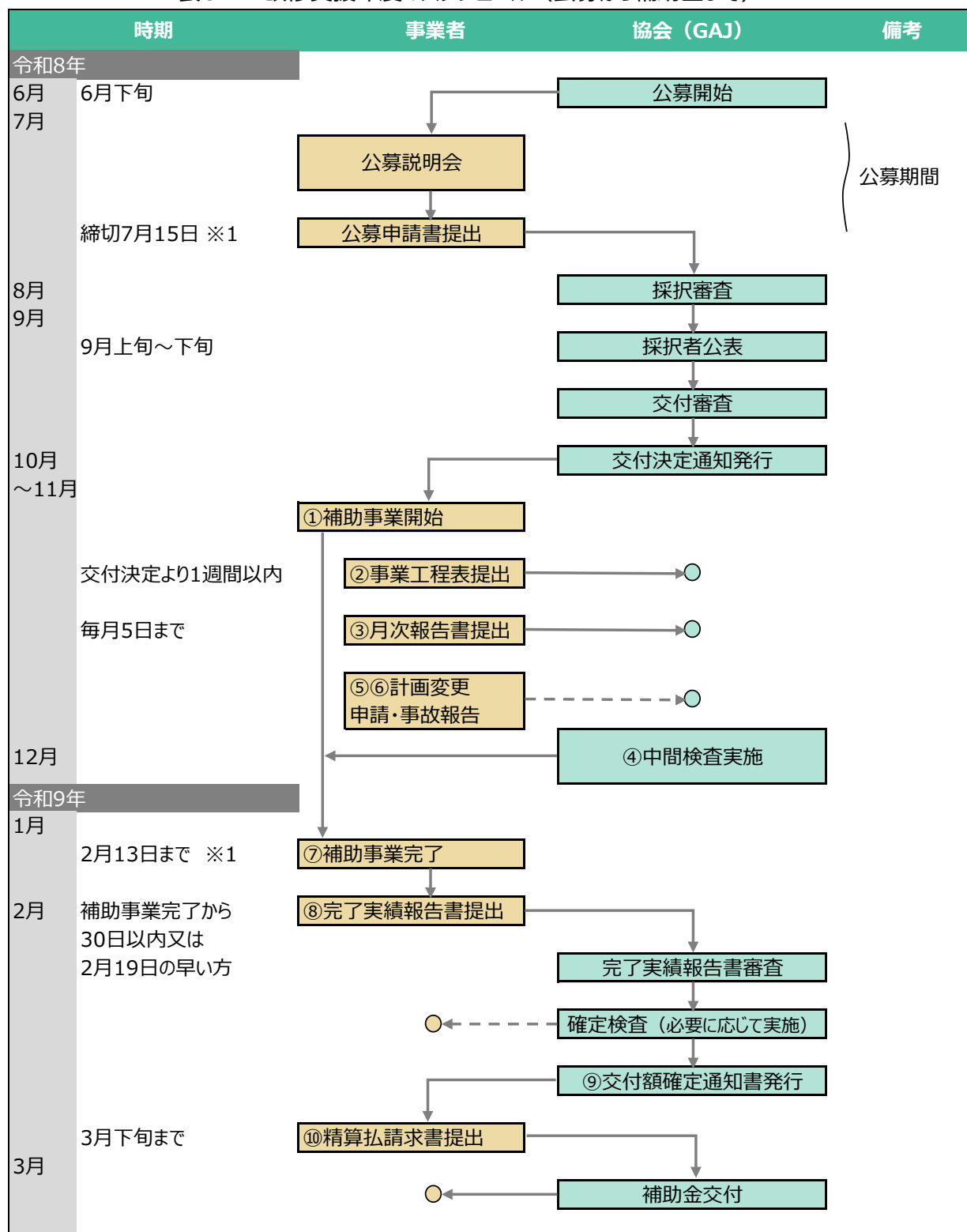
注2) 上記期間内に、事業完了させる必要があります。

注3) 複数年度事業においても、1年目の事業は上記期間に事業完了させる必要があります。

9.2 改修支援年度のスケジュール

公募から補助金交付までのスケジュールと補助事業者に関わる事項について、概要を説明します。

表 9-1 改修支援年度のスケジュール（公募から補助金まで）



※1 二次公募における締切りは 8 月 26 日で、一次公募よりも、概ね 1 か月遅れたスケジュールとなります。ただし、補助事業完了は一次公募、二次公募共に 2 月 13 日までです。

① 補助事業開始

交付決定通知を受けた後（同日可）、補助事業を開始することができます。補助事業の開始とは工事業者への発注・契約を意味します。

② ③ ④ 事業工程表提出と月次報告書提出および中間検査実施

補助事業の進捗を確認するために、交付決定通知より 1 週間以内に事業工程表を、また毎月 5 日までに月次報告書を協会宛てに提出いただきます（最終提出は、完了実績報告書提出月の前月とします）。様式は交付決定時に配布いたします。なお工程に変更が生じた場合は、速やかに更新した事業工程表を提出ください。また協会は事業実施場所において中間検査を実施いたします。

⑤⑥ 計画変更申請、事故の報告

補助事業開始後、事情により計画を変更、中止した場合には、速やかに交付規程^{*5}に定める様式により協会の承認を受けてください。また、事故が発生した場合には速やかに協会に報告してください。

⑦ 補助事業完了

令和 9 年 2 月 13 日までに補助事業を完了させる必要があります。工事並びに試運転・調整が完了し、補助対象経費の工事業者への支払いが完了したことをもって事業完了とします。なお、支払いのみ未了の場合は、工事業者の請求書の発行をもって事業完了とすることができます。この場合、補助事業者は補助金を受領した日から 2 週間以内に工事業者への支払いを証する書類（領収書等。割賦払いや手形等による支払は不可。）を協会に提出ください。

⑧ 完了実績報告書提出

補助事業が完了したときは、交付規程^{*5}に従い、事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 2 月 19 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出ください。

⑨ 交付額確定通知書発行

協会は完了実績報告書の書類審査及び必要に応じて確定検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書を発行します。

⑩ 精算払請求書提出

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、速やかに精算払請求書を提出してください。その後、協会から補助金を、3 月下旬までに交付します。

10. 複数年度事業

- 複数年度事業とは、設備導入が2カ年度または3カ年度にわたる計画の補助事業です。
- 事業規模が大きく、単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとに事業内容と発生経費を明確に区分できる場合は、複数年度事業として申請することができます。
- 複数年度事業の場合、翌年度（2年度目）や翌々年度（3年度目）の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度交付申請を行い、整備計画書と各年度の経費内訳を提出いただきます。各年度とも交付決定を受けた後に事業実施可能となります。
- 各年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までの期間は、補助事業の着手ができないので、その点に留意して事業を計画ください。なお、翌年度や翌々年度の交付決定の日の前日以前に当該補助事業を開始する必要がある場合は、早期着手したい年度の前年度3月31日までに交付規程^{*5}様式第16による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出し、承認を受ける必要があります。早期着手することができる日は、協会が大臣から交付決定を受けた日から、補助事業者が翌年度における補助事業に係る交付決定を受ける日の前日までとなります。
- 事業工程表において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異を明確に区別して下さい。（各年度で同一項目がある場合は内訳により差異を明示してください。）機器製造工程で年度を区切る必要がある場合は、設計、製造等の単位で区切るようにしてください。
- 各年度の事業完了は2月13日までとします。各年度の事業完了時には発注書や契約書に基づく検収条件に従った成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績等）と対価となる支払いが発生することが必要です。
- 補助金額の上限は、総額で1億円（CO2排出削減量が4,000t-CO2/年未満の場合）または5億円（CO2排出削減量が4,000t-CO2/年以上の場合）とします。各年度の支出計画のうち補助金額が0円の年度がある場合、申請できません。各年度に必ず補助対象経費の支出が必要です。
- 各年度の補助金の額については、採択時の経費内訳に記載された金額を超えることはできません。事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金限度額等の要件は補助金申請を行う年度ごとの要件によるものとし、初年度に採択された補助金額より交付決定額が減額される（状況によっては交付決定されない）場合があります。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続していただきます。途中年度に事業を取りやめた場合（事業中止・廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となる場合があります。
- 採択については、「8.1 補助事業の選定」に示すように、複数年事業の採択件数は制限を設けることがあります。

11. 申請の方法

11.1 提出書類

申請に当たり提出が必要となる書類は、下表のとおりです。なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますのでご了承下さい。

区 分		工場		事業場		
		単独参加	グループ参加	単独参加	グループ参加	
申請書類	様式第 1 交付申請書	○	○	○	○	
	様式第 1 別紙 1 整備計画書	○	○	○	○	
	様式第 1 別紙 2 経費内訳 (※1)	○	○	○	○	
	CO2 排出量計算書/CO2 削減計画書 (※2)	○	○	○	○	
	別添資料	○	○	○	○	
	事業工程表 (※3)	○	○ 実施場所毎	○	○ 実施場所毎	
法人資料	代表事業者の定款又は寄附行為および事業実施場所の概要がわかる資料、共同事業者の事業概要資料	○	○	○	○	
	代表事業者および共同事業者の直近 2 期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書) (※4)	○	○	○	○	
敷地境界・建物資料	敷地境界が確認できる公的な資料 (※5)	工場： 工場立地法届出、消防法届出等	(○)	(○)	-	-
		事業場： 建築基準法届出、消防法届出等	-	-	(○)	(○)
	航空写真等を利用した敷地境界が確認できる資料 (※6)	○	○	○	○	
	敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料 (※7)	○	○	○	○	
技術資料	導入する設備・技術に関する説明資料 (※8)	○	○	○	○	
見積資料	見積書 (※9)	○	○	○	○	
	相見積書 (1 者)	○	○	○	○	
その他添付資料	様式 1 別添 1 固定価格買取制度の設備認定に関する誓約書 (※10)	(○)	(○)	(○)	(○)	
	消費税免税事業者に関する資料 (※11)	(○)	(○)	(○)	(○)	
	批准している環境指標の資料 (※12)	(○)	(○)	(○)	(○)	
	電力低炭素化取組実績資料 (※13)	(○)	(○)	(○)	(○)	
	脱炭素化促進計画の策定に関する第三者機関の支援実績資料(※14)	(○)	(○)	(○)	(○)	

	脱炭素先行地域に関する資料（※15）	(○)	(○)	(○)	(○)
	LD-Tech 認証製品に関する資料（※16）	(○)	(○)	(○)	(○)
	温室効果ガスの削減目標の設定および「デコ活」に関する資料（※17）	(○)	(○)	(○)	(○)
	対象設備に関するリース/ESCO 契約書等（案）、リース料/ESCO 料金計算書（任意様式）（※18）	(○) リース/ESCO の場合のみ			

○：全申請者が提出する書類、(○)：該当する申請者のみ提出する書類。

様式第1, 別紙1, 2, 別添資料、CO2排出量計算書/CO2削減計画書、事業工程表の各様式は、下記の協会SHIFT事業ウェブサイトのURLよりダウンロードください。

掲載URL：<https://www.gaj.or.jp/eie/shift/>

※1 様式第1別紙2の(1)総事業費に含める経費は、下表に従うこと。

経費区分	補助対象	補助対象外(自費) *ア		
		含める *イ		含めない *イ
様式第1別紙2の (1)総事業費	含める	含める *イ		含めない *イ
見積・発注の形態	—	補助対象の見積・発注に含める	補助対象の見積・発注とは分離	補助対象の見積・発注とは分離
申請時の見積書の提出	要	要	要	不要
発注者 *ウ	代表事業者	代表事業者	代表事業者	制約なし
工事契約時期	交付決定後	交付決定後	公募申請日以降 *エ	公募申請日以降 *エ
事業完了要件	該当	該当	非該当 *オ	非該当 *オ
完了実績報告時の契約関係書類の提出	全て要	全て要	見積書・発注書 *カ	見積書・発注書 *カ
複数年度事業における前年度完了日～次年度交付決定までの期間制約	あり *キ	なし *ク	なし *ク	なし *ク

*ア 補助対象外の経費としては、①補助対象外として導入する設備・工事費、②補助対象関連でも補助対象にできない設備・工事費（撤去工事等）、③補助対象関連でも取って補助対象から除外した設備・工事費を含む、があります。

*イ 自費分の経費を総事業費に含めるか否か、補助対象の見積・発注に含める/分離するかは事業者が設定できる。

*ウ 総事業費に含める工事の発注者は代表事業者に限定する。（リース案件など共同事業者が発注代行を行うことを協会より認められている場合は、その共同事業者に限定）

*エ 補助対象の見積・発注とは分離した補助対象外の設備・工事費において、工事契約時期は公募申請日以降とする。

*オ 補助対象とは別発注された自費分は、総事業費に含めるか否かに関わらず事業完了の要件ではない。

*カ 補助対象とは別発注された自費分の場合に完了報告時に提出する書類は、見積書と発注書（契

約書)とする。

- *キ 補助対象経費の場合は前年度事業完了日～次年度交付決定日までの期間中に新たな発注契約や契約済工事の実施は行ってはならない。なお、前年度中に交付規定様式第16翌年度補助事業開始申請を行い、承認を受けている場合は、協会が大臣から交付決定を受けた日から、補助事業者が翌年度における補助事業に係る交付決定を受ける日の前日まで事業開始が可能となる。
- *ク 補助対象外の経費の場合は前年度事業完了日～次年度交付決定日までの期間中において、契約済の工事の実施や、新たな発注契約（補助対象経費を含まない）を行うことは問題ない。
- ※2 令和5年度以降のSHIFT計画策定支援事業／DX型CO2削減対策実行支援事業／計画策定支援を実施した工場・事業場の場合は、その他の審査項目にて加点評価の対象となります。その成果物である実施計画書と算定報告書を活用いただきますが、書式並びに以下のデータは、省CO2型システムへの改修支援申請年度のものに置き換えて、計算する必要があります。
 - ・ 基準年度のエネルギー使用量
 - ・ 基準年度の排出係数
 - ・ 削減目標年度のエネルギー使用量
 - ・ 削減目標年度の排出係数
 - ・ その他設備の稼働状況等の該当する数値

活動量からCO2排出量へ換算する係数は、下記に示す環境省ホームページを参照ください。

掲載URL：https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo_00001.html

また、補助金公募する工場・事業場について、下記のCO2排出量算定・報告・公表制度に基づく事業者別排出量で報告を行っている場合は、そのURLをCO2排出量計算書の表紙に記載ください。

掲載URL：<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/>

- ※3 指定様式を用い、事業開始時期（発注時期）から完了までの概略計画を提出する。
- ※4 申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出ください。
- ※5 大企業（事業実施場所の企業）が提出対象となります。工場立地法届出は敷地面積9千m²、または建物面積3千m²以上の新設、増設を行う全ての工場に届出が義務付けられている。これに該当しない場合は工場立地法届出の写しは不要。※事業場の場合は建築基準法届出や消防法届出、工場の場合は工場立地法届出や消防法届出の写し等。いずれも図面のみではなく出典の判る届出表紙等と一式で提出すること。
- ※6 航空写真に敷地境界を赤枠線で図示したもので可とする。敷地内の建物が複数あり、不動産登記事項証明書との対応が確認できない場合、建物を確認できる資料（不動産登記事項証明書＝建物＝と照合できるもの）を提出ください（航空写真に建物番号や建物の名称を追記したもの等）。
- ※7 建物の不動産登記事項証明書（6か月以内に発行されたもの）の写し等。（インターネットによる不動産登記情報の画面印刷も可）不動産登記事項証明書以外の場合、採択された事業者は補助対象設備機器を設置する建物に関し完了実績報告書提出までに不動産登記が必要な場合があります。
- ※8 導入する設備・技術に関して以下の資料を提出すること

- ・ 導入する高効率設備機器や電化・燃料転換設備の性能が記載された仕様書またはカタログ
- ・ その他（更新前後比較のため、既存設備能力・要領等がわかる仕様書等の資料）

※9 見積書作成時の注意事項を以下に記します。

●見積書

- ・総事業費に含まれる設備の見積書を準備すること（見積書の金額の合計＝総事業費）。
- ・補助対象、補助対象外費用を区分すること。
- ・補助対象設備については、製造メーカー・型式・台数を記載すること。
- ・交付規程で定められた区分・費目・細分に分類すること。見積書にて分類が出来ていない場合は、事業者が見積書に手書きで分類を記入する、別紙で整理する等で、見積書と様式第1別紙2の対応がわかるようにすること。
- ・見積根拠資料を提出すること。

●見積書(複数年度事業)

- ・複数年度全体の見積書を提出願います。
- ・下記の条件を全て満足する場合、複数年度分を一括発注できます。
 - 1) 発注前に複数年度の条件で相見積もりを実施し、適切に業者が選定されること。
 - 2) 年度ごとの実施内容や検収内容が見積書及び契約書等において分かるようになっていること。
 - 3) 各年度、少なくとも一つの契約において納品、検収、請求、支払いが行われること。
 - 4) 経理関係書類（納品書・検収書・請求書・領収書等）は年度ごとに授受・整理すること。
- ・見積根拠資料については、一括発注の場合においても初年度分だけでも構いません。
- ・一括発注しても、翌年度以降の交付決定や補助金支給を保証するものではありません。

●見積根拠資料

- ・材料費と労務費については、見積単価根拠資料（積算資料、建設物価、公共工事設計労務費単価表等）を提出すること。
- ・交付規定 別表第2に示すその他の費目・細分、本工事費の直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費については、単価根拠資料は求めません。単価根拠資料を求めない費目・細分に関しては、見積書と相見積書を比較して安価な見積書で適用された見積書の単価を、市場競争性を有する価格として認めます。ただし、見積書と相見積で乖離の大きい単価や市場価格から著しく乖離した単価の場合は、その妥当性を確認する場合があります。

※10 補助対象で再生可能エネルギー発電設備を導入する事業者のみ提出のこと。

※11 消費税免税業者のみ提出のこと。

※12 表8.1※1に記した環境指標に批准している場合に提出のこと。

※13 再エネ設備導入実績、低炭素電力の契約実績等（表8-1※3に該当する事業者は提出のこと）

※14 CO2削減計画の策定に関し、表8.1※4に該当する場合の内、計画策定支援事業を実施していない場合は、支援機関との支援契約や支援実績が分かる資料を提出のこと。

※15 実施場所が環境省が選定した脱炭素先行地域に含まれる場合のみ、下記「環境省脱炭素地域づくり支援サイト」より「脱炭素先行地域選定結果」を開き、各回の「選定結果」から該当する回の「脱炭素先行地域選定結果（第〇回）一覧・計画提案書」を印刷いただき、該当する提案にマークを付したものを提出ください。

環境省脱炭素地域づくり支援サイト

掲載 URL : <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

※16 2024 年度または 2025 年度 LD-Tech 認証製品一覧の該当製品のページの写し PDF (製品該当ページの PDF を提出ください。)

掲載 URL : https://www.env.go.jp/earth/post_93_00001.html

※17 温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活」に関する資料の PDF を提出ください。

※18 リース/ESCO 期間が、導入設備の法定耐用年数をカバーする契約案 (契約延長特約も可) となっていること。また、補助金の交付によってリース料/ESCO 料が減額されていることを示す計算書を提出のこと。法定耐用年数経過後であれば、リース設備の所有権移転は可能です。

11.2 提出日限

一次公募 : 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 12 時まで

二次公募 : 令和 8 年 8 月 26 日 (水) 12 時まで

期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては受理しません。

11.3 提出形態

原則、書類は J グランツで提出ください。

J グランツによる手続きについては、協会 SHIFT 事業ウェブサイト <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/> をご参照ください。

11.4 Q&A

よくあるご質問と回答を 協会 SHIFT 事業ウェブサイト <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/> に掲載しています。ご参照ください。

11.5 問い合わせ先

- 開始日 : 令和8年6月12日(金)
- 終了日 : 令和8年8月19日(水)
- 問い合わせ先

E-mail : shift@gaj.or.jp

公募質問票を用いてメールでお問合せください。

問合わせは、メール件名を「【問い合わせ】R8 SHIFT事業 (ご質問者の法人名) 」とし、質問事項を記載した公募質問票を添付ください。

公募質問票は、協会SHIFT事業ウェブサイトの「お問い合わせ」より質問様式をダウンロードください。

掲載URL : <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/>

12. その他

12.1 取得財産の管理

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という）については、取得財産等管理台帳（交付規程様式第 11）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

12.2 固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)

本補助金は、法人税法第 42 条第 1 項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、導入事業場が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、交付規程別表第 2 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

12.3 書類の保存

- (1) 補助事業の実施に関する書類、帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、補助事業に係る個々の経費の使途、支出日、金額など支出の状況を常に明らかにしておく必要があります。
- (2) これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間または減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6} で定める期間を経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- (3) 事務代行者を利用している場合でも、帳簿及び全ての証拠書類を備えて頂くのは、補助事業者自身になります。

12.4 会計検査院による実地検査

補助事業に係る補助金の使途について、補助事業完了後、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から、会計検査院による実地検査が行われる場合がありますので、補助対象経費の根拠資料（領収書等含む）、申請書を含む補助事業の手続きに係る申請書類等は、適正に整備・保管の上実地検査に対応ください。

12.5 申請書に記載されている情報

- (1) 申請書に記載された情報は、環境省、協会及び環境省が指定する団体限りの取り扱いといたしま

す。

- (2) 採択された法人名、事業場名及び事業場所在地は公表いたします。
- (3) CO2 削減計画書の一部は、原則として環境省が公表する予定です。

12.6 CO2 削減効果の事例紹介

CO2 削減効果については、環境省において効果的な CO2 削減対策の取りまとめ、CO2 削減対策としての高効率設備機器導入の把握・普及広報活動を行っています。省 CO2 型システムへの改修支援に採択された法人については、個別事例紹介のお願いをすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

12.7 暴力団排除に関する誓約について

別紙 1 に暴力団排除に関する誓約事項があります。本補助事業の申請を行った方は全て誓約事項に同意されたものとします。

12.8 個人情報のお取り扱い

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、協会は記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

- (1) 個人情報の取扱いは、協会の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
 - ① 令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業））の運営管理のための連絡。
 - ② 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
 - ③ 利用目的終了後は、協会管理分については協会が責任を持って廃棄いたします。
- (3) その他
上記以外の目的で個人情報を利用させていただきたい場合が生じた時は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※ 開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記までご連絡ください。

一般社団法人 温室効果ガス審査協会 事業運営センター

E-mail : shift@gaj.or.jp

掲載 URL : https://www.gaj.or.jp/about/documents/GAJ_Kojin_20190508.pdf

13. 引用規程、法律等

本公募要領書において引用している規程、法律等を以下に示します。

- * 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条
- * 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- * 3 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業））交付要綱（環地温発第 2601151 号）
- * 4 脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）実施要領（環地温発第 2601151 号）
- * 5 令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）（省 CO2 型システムへの改修支援事業・DX 型 CO2 削減対策実行支援事業））交付規程
- * 6 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）
- * 7 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）
- * 8 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）
- * 9 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- * 10 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

暴力団排除に関する誓約事項

【本誓約事項は、省 CO2 型システムへの改修支援交付申請書の提出をもって同意したものとします。】

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（法人、又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

改訂履歴

改訂番号	日付	改訂箇所